

人と地球にやさしい環境づくりを

高橋産業株式会社

謙虚な姿勢と
感謝の気持ちを大切に

当社の理念としまして、

「お客様へのサービス向上」を第一に考えております。

各現場からのご要望に、一つ一つ丁寧にお応えしていくことで、
信頼関係を構築し、更なる事業への発展・向上へとつなげていきたい、
と常に考えております。

今後とも、当社車両並びに工事にかかるご用命等ございましたら、
何卒よろしくお願ひ申し上げます

代表取締役 高橋 晃一

商 号	高橋産業株式会社
本 社 所 在 地	〒125-0063 東京都葛飾区白鳥1-12-19
営 業 所	〒125-0063 東京都葛飾区白鳥1-4-8
	代表：03-3695-6922
	配車：03-3695-6924
	FAX：03-3691-8747
	メール：info@takahashi-sangyo.com
	H P : http://www.takahashi-sangyo.com/
資 材 置 場	〒341-0012 埼玉県三郷市半田字七反田305
設 立	昭和52年2月
資 本 金	10,000,000円
代 表 者	代表取締役 高橋 晃一
	取 締 役 高橋 成実・高橋 文子
従 業 員 数	28名
決 算 期	6月(年1回)
事 業 内 容	産業廃棄物収集運搬業
	建設資材販売
	建造物解体・特殊解体
	土木一般・舗装工事
取 引 銀 行	亀有信用金庫 堀切支店
	東京東信用金庫 お花茶屋支店
	三菱東京 UFJ 銀行 葛飾支店
	みずほ銀行 葛飾支店
	三井住友銀行 葛飾支店
一 般 建 設 業 許 可 番 号	【とび土工・解体工事業】
	東京都知事許可(般-2)第59021号

産業廃棄物収集運搬
許可番号

収集運搬業（保管・積替を除く）

許可品目

所有機材一覧

10t ダンプ 20台

（内 F ダンプ 5台）

8t ダンプ 9台

（内 F ダンプ 4台、
アームロール 1台）

東京都 第13-00-013234号

千葉県 第01200013234号

埼玉県 第01101013234号

神奈川県 第01402013234号

茨城県 第00801013234号

がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
金属くず、繊維くず、木くず、紙くず、廃プラスチック類、
汚泥 等 以上8種類



4 t ダンプ 2 台



そ の 他 車 両

フォークリフト 3台

ショベルカー 2機 (アタッチメント各種)

ユニック車 3台



－ 主なお取引先 －

清水建設株式会社
株式会社大林組
鹿島建設株式会社
大成建設株式会社
株式会社長谷工コーポレーション
株式会社奥村組
東急建設株式会社
株式会社フジタ
株式会社安藤・間
西松建設株式会社
東洋建設株式会社
株式会社浅沼組
積水ハウス株式会社
大和ハウス工業株式会社
パナソニックホームズ株式会社
旭化成ホームズ株式会社

－ 加盟団体 －

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（JWNET）
株式会社リバスタ（e-reverse・er-contract）
東京都産業資源循環協会
埼玉県産業資源循環協会
千葉県産業資源循環協会
神奈川県産業資源循環協会
東京商工会議所

産業廃棄物収集運搬業許可証

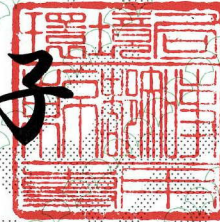
住所 東京都葛飾区白鳥一丁目12番19号

氏名 高橋産業株式会社
代表取締役 高橋 晃一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6年 2月 1日

許可の有効年月日 令和11年 1月31日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上8種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

昭和 63年 2月 1日 新規許可
令和 6年 2月 1日 更新許可 第7回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区白鳥一丁目12番19号

氏名 高橋産業株式会社

代表取締役 高橋 晃一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 4年 4月27日

許可の有効年月日 令和 9年 4月26日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥(*) (#1) (無機性のものに限る。)

廃プラスチック類(*) (#1)

紙くず

木くず

繊維くず

金属くず (#1)

ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(*) (#1)

がれき類(*)

以上8種類

- ※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和57年10月18日	指令環第534号	新規許可
平成 4年 4月27日	指令中環第7-7号	再許可
平成24年 5月11日	指令産廃第8-174号	変更許可 (3種類の追加及び3種類で石綿含有産業廃棄物の追加)
平成28年 7月19日	—	変更届 (代表者)
令和 4年 4月27日	指令産廃第9-2114号	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

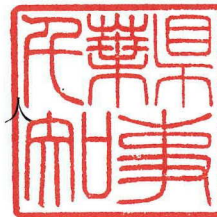
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都葛飾区白鳥一丁目12番19号

氏 名 高橋産業 株式会社
代表取締役 高橋 晃一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊



許可の年月日 令和6年9月20日

許可の有効年月日 令和11年9月19日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、イ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、ウ 紙くず、エ 木くず、オ 繊維くず、カ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、キ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、ク がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成元年9月20日 更新許可

令和6年9月20日 更新許可

4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区白鳥一丁目12番19号

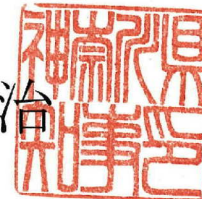
氏名 高橋産業株式会社

法人にあつては名称
及び代表者の氏名

代表取締役 高橋 晃一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐治



許可の年月日 令和5年9月13日

(初回許可年月日 平成15年8月1日)

許可の有効年月日 令和10年7月31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

汚泥（※1※2）、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、
金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、
がれき類（※1）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年9月13日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。



様式第七号（第十条の二関係）

11049

許可番号 00801013234

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区白鳥一丁目12番19号

氏名 高橋産業株式会社

代表取締役 高橋 晃一

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 令和3年11月11日
許可の有効年月日 令和8年7月27日

- 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）
積替え保管を除く：汚泥(*6)(*7)、廃プラスチック類(*1)(*4)(*6)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(*1)(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1)(*4)(*6)、がれき類(*4) 以上8種類
（※）記載品目については、(*1)自動車等破砕物を除く、(*4)石綿含有産業廃棄物を含む、(*6)水銀使用製品産業廃棄物を含む、(*7)水銀含有ばいじん等を除く
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし。
- 許可の条件
特になし。
- 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成28年7月28日	新規許可		
令和3年11月11日	更新許可		
	以下余白		

5. 積替え許可の有無 ~~有~~・無
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）
市名 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。